

【第27準備書面の要旨】

(はじめに) ・・本準備書面の目的

本準備書面においては、原告第25準備書面を踏まえた上で、放射線の人体への影響に関する被告らの次の準備書面による反論に対する主張を行う。

①被告国の次の準備書面

- ・第13準備書面
- ・第15準備書面
- ・第16準備書面の第1（原告第10準備書面に対する反論）

②被告東電準備書面（4）

第1 本準備書面第1章～第3章について

本準備書面における被告らの反論の概要及びそれが失当であることは、以下のとおりである。

1 原告が主張する「被ばくしない（させられない）権利」及びその科学的根拠としての放射線の人体への影響について

（1）反論の概要

ア 被告国

原告が主張する「被ばくしない（させられない）権利」の科学的根拠としての放射線の人体への影響を、次の見解を根拠として否定することによって、原告が主張する「被ばくしない（させられない）権利」を否定している（第1章第1，第2，第2章第1）。

① I C R P 2 0 0 7 年勧告(丙ハ第82号証)

② 「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」（乙二第51号証。以下「WG報告書」という。）

③佐々木ほか連名意見書(丙ハ第64号証。以下「連名意見書」

という。)

イ 被告東電

被告国は上記ア①②と同旨である（第3章第2，第3）。

（2）失当

ア 「LNT仮説」が確立した知見であるとの原告の主張を正解していないこと（第1章第1、第2）

（ア）原告が主張する「確立した知見」の意味

反論は、LNT仮説について、「飽くまで公衆衛生上の安全サイドに立った判断としてこれを採用」したものに過ぎないとして、「確立した知見」であることを否定しようとしているが、原告は、ICRP等国際機関や被告らさえもが「採用」したことによって「確立した知見」が形成されたと主張しているのである。

（イ）LNT仮説を採用することの効果

①LNT仮説を採るということは、如何に低線量の被ばくでも、人体に対する放射線の悪影響は否定できず、人格権としての「被ばくしない（させられない）権利」の侵害になることが「確立した知見」となっているということである。

②現に、ICRP90年勧告等も、上記①の理解を前提に行われていることは、公衆の線量限度を、社会的に「容認不可」（丙ハ84：37頁・（122））という観点から $1\text{mSv}/\text{y}$ とする勧告をしていることからも明らかであり、かつ、そのことは、原告が原告第10準備書面第5・29～34頁において詳述しているとおりである。

イ 反論が挙げるICRP2007年勧告について（第1章第2）

（ア）反論が挙げるICRP見解が誤りであること

ICRP2007年勧告が、 100mSv 以下でも統計的に有意差が認められる健康影響のデータを無視した誤った見解であることは、

原告第20準備書面第1章第3・11～20頁において、津田敏秀・岡山大学大学院教授の論文に基づき詳述しているとおりである。

(イ) I C R P 見解の誤用

反論は、I C R P の上記見解の「統計的に有意差が認められない」という意味を「影響がない」という意味であるかのように誤用する誤りを侵していることは、原告第20準備書面第1章第3の1・11～12頁において、詳述しているとおりである。

ウ W G 報告書について（第1章第2）

① W G 報告書も L N T 仮説を採用していること
② 年間 20 ミリシーベルト程度の被ばくでは、他の要因（喫煙、肥満、野菜不測等）によるリスクよりも低いなどとして、L N T 仮説を非科学的な論拠に基づいて形骸化しようと企図している。

エ 連名意見書について（第2章第1）

津田意見書に基づき、連名意見書の誤りを、次の事項について詳述している。

- ① 「国際的コンセンサス」の誤り
- ② 「野菜不足」の誤り
- ③ 連名意見書の挙げる I C R P 効果の誤り
- ④ 「疫学研究によるその科学的実証の困難さ」の誤り
- ⑤ 「生体防御機能の能力を超えた部分だけが発がんリスクの増加につながるとすると」の誤り
- ⑥ 「LNT モデルが…国際的なコンセンサスとなっているとは言える状況にはない」の誤り

2 原告が主張する「被ばくしない（させられない）権利」と炉規法に基づく線量限度に係る告示との関係について

(1) 反論の概要

ア 被告国

炉規法等における線量限度(実効線量について年間 1 ミリシーベルト)は、計画被ばく状況における線量限度を定めたものであり、緊急時被ばく状況における公衆被ばくの防護に適用されるものではないとし、その根拠として、次に見解を挙げている。

① I C R P 2 0 0 7 年勧告 (第 1 章第 3)

② 放射線審議会の意見具申 (第 1 章第 4)

イ 被告東電

被告国のア①と同じである (第 3 章第 3)。

(2) 失当

① 法令解釈の基本を理解しない暴論であること (第 1 章第 3)

② I C R P 勧告における「行為」と「介入」の相違を理解しないこと (同上)

③ 告示を、いまだ国内法に導入されていない I C R P 2 0 0 7 年勧告によって解釈する誤りを侵していること (同上)

④ 放射線審議会の意見具申を誤用すること (第 1 章第 4)

3 避難指示等の判断の目安について

(1) 反論の概要・・被告国

被告国は、避難指示の基準を 20 mSv/y としたことに合理性があるとし、その理由を次のとおり挙げている (第 1 章第 5)

① I C R P 2 0 0 7 年勧告の緊急時被ばく状況の参考レベルである $20 \sim 100 \text{ mSv}$ の下限値を適用していること。

② 上記①が合理的であることは、「国際的な合意に基づく科学的

知見によれば、放射線による発がんリスクの増加は、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほどに小さく、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい」等とされていることによって裏付けられている。

(2) 失当（第1章第5）

ア 上記反論①について・・原告の主張を正解しない失当な反論

原告が主張しているのは、被告国の避難指示の数値が「介入」としての法令外の数値に過ぎないのに、その数値によって、「行為」としての法令上の告示の数値を否定するという基本的誤りを侵しているということである。

イ 上記反論②の誤り・・ICRP2007年勧告の誤り

100ミリシーベルト以下であっても疫学的に影響が証明された事例が多数あり、ICRP勧告が誤りであることは、津田論文等により詳述しているところであり、合理性の根拠とはならない。

ウ 「合理性」判断のあり方

①原災法の目的が公衆の線量限度 1 mSv/y を実現することであるという観点から判断されるべきである。

②しかるに、反論は、告示の定める一般公衆の線量限度 1 mSv/y との乖離について、整合的な説明を何らしていない。

4 原告の被ばくに関する損害について

(1) 反論の概要

ア 被告国

上記1及び2の否定に基づき原告の被ばくに関する損害を否定している（第1章第6）。

イ 被告東電

原告が現実に被ったと考えられる被ばく量は、次の調査結果等を踏まえても、年間 20 ミリシーベルトを超える被ばくを受けたとは考えがたく、年間 20 ミリシーベルトを大きく下回るものと推測される(第 3 章第 4)

①福島県が実施している「県民健康管理調査」や内部被ばく調査

②U N S C E A R の評価結果

(2) 失当

ア 上記反論アについて(第 1 章第 6)

反論は、上記 1 及び 2 の原告の主張を否定し得ることを前提とするものであるが、その前提が失当であることは、上述のとおりである。

イ 上記反論イについて(第 3 章第 3)

(ア) 因果関係の判断のあり方を正解しない反論

反論は、因果関係を被ばくの多寡によって判断するという誤った考え方を前提とするものであって、その前提において失当であることは、原告第 20 準備書面において詳述しているとおりである。

(イ)原告が主張する鼻血を含めた健康障害と被ばくとの因果関係は既に明らかになっていること

①原告は、原告第 20 準備書面において、原告が主張する鼻血を含めた健康障害と被ばくとの因果関係が、原告の従前の疫学的証拠等に基づく主張により明らかになっていることについて、詳述しているところである。

②更に、第 26 準備書面第 2 の 6 ・ 23 ~ 25 頁において、被告東電準備書面(10)による被ばくとの因果関係を否定する反論に対し、上述の従前の主張を踏まえた詳細な補充の主張をしているところであり、かつ、それによって、反論が失当であることも明らかにな

っているところである。

第2 本準備書面第4章（被告らの県民健康調査に関する反論に対する補充主張）について

1 県民健康調査の結果自体が被ばくと甲状腺がん多発との因果関係を示していること

（1）県民健康調査結果のデータを疫学的に適切に解析した津田論文等

①県民健康調査結果についての検討委員会及び評価部会の評価は、多発する甲状腺癌と被ばくとの因果関係について、一巡目については、「小児甲状腺がんと原発事故との間には関係が見いだせない」とし、二巡目に至っては、「甲状腺がんと放射線被曝との間の関連は認められない」と断言している。

②しかし、県民健康調査結果のデータを疫学的に適切に解析すれば、一巡目においても二巡目においても、多発する甲状腺がんと被曝との間には、明らかに統計的な有意差が認められ、因果関係があることを示していることが、本準備書面において詳述したとおり、津田論文、矢ヶ崎論文、濱岡論文及び豊福論文によって、明らかにされているということである。

（2）検討委員会及び評価部会が、因果関係を否定する結論を導くことを企図した運営となっていることが明らかになっていること

① 100 mSv 以下安全論による因果関係の否定

②チェルノブイリ事故との結論ありきの比較による因果関係の否定

③基本調査によって得られた被ばく量データに対する検討委員会の評価が、疫学の基本原則を逸脱した恣意的なものであり、それが因

果関係を否定することを企図したものであったこと

2 因果関係が認められることの法的な意義、効果及び検証等

(1) 意義

県民健康調査において、多発している甲状腺がんと被ばくとの因果関係が認められるということは、それを否定する検討委員会の判断が、論理的には、次のいずれかであることを意味することは言うまでもない。

A : 県民健康調査の被ばく量の推定値程度であっても甲状腺がんが発症することが実証的に裏付けられた。

B : 県民健康調査における県民の被ばく量の推定値が過小評価であった。

C : A + B であった。

(2) 効果・・「被ばく量が少ない」との反論が成り立たないこと

①被告らの反論は、県民健康調査結果についての検討委員会の因果関係を否定する評価を根拠に、原告の被ばく量が少ないとして原告に発症した障害と被ばくとの因果関係を否定しようとするものであることは、第3章第4において見たとおりである。

②しかし、県民健康調査結果のデータを疫学的に適切に解析することによって、多発する甲状腺がんと被ばくとの因果関係が認められることの意義が、上記A、B、Cのいずれかであるということは、そのいずれである場合にせよ、県民健康調査で示された被ばく推定値を根拠に、原告の被ばくによる障害発症を否定する被告らの反論が、全く無意味な反論となるという効果をもたらすということも、疫学の基本的な原理からして明らかであるということである。

(3) 被告らが主張する上記被ばく推定量の検証と求釈明

ア 検証

(ア) 上記 A の場合について

① 県民健康調査の被ばく推定量程度でも甲状腺がんが多発することの実証例であることを意味する。

② 特に、甲状腺がんは、内部被ばくによるものであって、外部被ばくの線量だけで因果関係を論ずるのは誤りである。

(イ) 上記 B の場合について

被ばく推定量が極めて過小となっている可能性が大きいことを意味する。

イ 求釈明について

(ア) 求釈明事項

上記 B につき、各県民の被ばく量推定に用いている実データと計算式（各県民の行動歴等を入力することにより、被ばく量の推定数値が算出される計算式）を明らかにすることを求める。

(イ) 求釈明の必要性

① 上記の実データと計算式の信頼性は、最重要事項であるところ、検討委員会及び評価部会の運営が、上述のとおり、因果関係を否定する結論を導くことを企図したものとなっていることが明らかになっている。

② 加えて、放医研が作成した被ばく線量のインターネット調査システムが、公表直前に、福島県側からの「県民の不安をあおる」との理由による反対で実現しなかった経緯が指摘されており（甲ハ113・日野浩介著書8～9頁）、かかる不明朗な経緯からして、実データ及び計算式自体の信頼性を確認する必要がある。

以上